

# 誓 約 書

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書については、今後、毎事業年度経過後3月以内に遅滞なく提出することを誓約いたします。

平成 年 月 日

大 分 県 知 事 殿

建築士事務所名

---

建築士事務所大分県知事登録番号

---

事業年度

月 日 から 月 日

開設者

---

(署 名)